

28年度 公文書開示状況（12月決定分） 財務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28. 11. 29	H28. 12. 5	都庁第一本庁舎(28)災害対策本部変圧器設備改修工事の金額入り内訳設計書一式	9	1														財務局建築保全部庁舎整備課	
2	H28. 10. 28	H28. 12. 6	談合情報検討委員会議案兼報告書(平成23年8月25日)、同報告書(平成23年8月26日)、同報告書(平成23年8月29日)、誓約書及び事情聴取調査書	18	1						1	1	1		1				事情聴取した相手方の役職及び氏名並びにJV代表者代理人の役職及び氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため(第7条第2号) 情報提供者に関する情報は、特定の個人を識別できる情報及び公にすることにより都の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため(第7条第2号及び第6号) 連絡先電話番号は、法人に関する情報であって、企業活動に支障を及ぼす情報であるため(第7条第3号) 印影は公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(第7条第4号)	財務局経理部契約第一課
3	H28. 11. 10	H28. 12. 6	談合情報検討委員会議案兼報告書(平成23年8月25日)、同報告書(平成23年8月26日)、同報告書(平成23年8月29日)、誓約書及び事情聴取調査書	18	1						1	1	1		1				事情聴取した相手方の役職及び氏名並びにJV代表者代理人の役職及び氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため(第7条第2号) 情報提供者に関する情報は、特定の個人を識別できる情報及び公にすることにより都の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため(第7条第2号及び第6号) 連絡先電話番号は、法人に関する情報であって、企業活動に支障を及ぼす情報であるため(第7条第3号) 印影は公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(第7条第4号)	財務局経理部契約第一課
4	H28. 11. 29	H28. 12. 6	都庁舎(28)内部改修その他工事(その2)及び都庁舎(28)内部改修その他工事の種目別内訳書から細目別内訳書	64	1														財務局建築保全部庁舎整備課	
5	H28. 12. 5	H28. 12. 7	東京都地価調査鑑定評価書(平成28年千代田5-5、中央5-6)	10	1						1	1	1		1				(7条第2号)個人所有の土地の場合は、取引当事者の財産に関する情報であり、試算価格算定内訳の情報を組み合わせることにより特定の個人を識別することができるため (7条第3号)法人所有の土地の場合は、試算価格算定内訳の情報を組み合わせることにより、所有者である法人等が識別されるため 法人等の資産情報である取引価格が明らかとなる財産管理上の情報は、経営方針等の事業活動を行う上でも内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条第4号)印影については、偽造された場合に当該不動産鑑定士の財産等を脅かすおそれがあるため (7条第6号)取引事例に関する項目を開示すると取引当事者等との信頼関係を損ね、今後、取引当事者等から土地取引内容についての情報が得られなくなり、今後の地価調査が困難になるため	財務局財産運用部管理課
6	H28. 11. 29	H28. 12. 8	都立篠崎高等学校(28)改修電気設備工事(積算内訳書一式)	123	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
7	H28. 12. 2	H28. 12. 8	東京都大島支庁職員公舎第二本村住宅(仮称)(28)新築電気設備工事(積算内訳書一式、諸経費計算書)	15	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
8	H28. 12. 2	H28. 12. 12	東京都大島支庁職員公舎第二本村住宅(仮称)(28)新築給水衛生その他設備工事(積算内訳書一式、諸経費計算書)	15	1														財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	H28.12.1	H28.12.15	庁有車運転日誌(小池知事 平成28年8月2日から平成28年12月1日までの分)	91	1														(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課
10	H28.12.2	H28.12.15	東京都石神井学園(28)児童棟B・C棟改築給水衛生設備工事(その2) 工事積算内訳書	26	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
11	H28.12.12	H28.12.15	都立臨海地区特別支援学校(仮称)(28)新築工事(積算内訳書一式)	123	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
12	H28.12.2	H28.12.16	都庁第一本庁舎(27)入退室管理設備設置工事の積算内訳書一式及び図面一式	16	1						1								積算内訳書のうち対象階並びに図面のうち対象階、部屋名及びレイアウトについて、東京都情報公開条例第7条第4号に該当。都庁舎のセキュリティ侵害等の犯罪を予防するため。	
13	H28.12.7	H28.12.16	東京都東村山老人ホーム(28)桜棟ほか解体工事 工事積算内訳書、諸経費計算書、特記仕様書及び図面	278	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
14	H28.12.7	H28.12.16	東京都東村山老人ホーム(28)熱管理棟ほか解体工事 工事積算内訳書、諸経費計算書、特記仕様書及び図面	246	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
15	H28.12.15	H28.12.19	都立板橋高等学校(28)改築電気設備工事(積算内訳書一式)	102	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
16	H28.12.13	H28.12.21	東京都産業労働局秋葉原庁舎(28)改修給水衛生設備工事(その2) 工事積算内訳書	16	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
17	H28.12.13	H28.12.21	東京都産業労働局秋葉原庁舎(28)改修空調設備工事 工事積算内訳書	22	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
18	H28.12.19	H28.12.21	東京都障害者総合スポーツセンター(28)改修及び増築工事 工事積算内訳書及び諸経費計算書	169	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
19	H28.12.19	H28.12.21	都立篠崎高等学校(28)改修工事(積算内訳書一式)	164	1														財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
20	H28. 12. 13	H28. 12. 27	庁有車運転日誌（宮地特別秘書 平成28年8月9日から平成28年12月13日までの分）	91		1														(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課
21	H28. 12. 14	H28. 12. 28	庁有車運転日誌（小池知事 平成28年12月11日の分）	1		1														(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課

上記のほか、開示請求者からの申し出に配慮し、開示状況の詳細を公表していない開示決定が3件ありました。

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

- 第5号：審議・検討又は協議に関する情報
- 第6号：行政運営情報
- 第7号：任意提供情報
- 第8号：特定個人情報
- 第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。